

令和7年度「しずおか食セレクション」募集要項

1 趣 旨

静岡県では、多彩で高品質な農林水産物が産出されています。その農林水産物の中から、国内外に誇りうる価値や特長等を備えた商品を県独自の認定基準に基づいて厳選の上「しずおか食セレクション」として認定し、これらを戦略的にPRすることにより、静岡県のブランド力向上を図るとともに、「しずおか食セレクション」の認定を目指した取組を誘発することにより、県内産業の活性化に資することを目的とします。

2 主 催 静岡県

3 認定対象 静岡県産農林水産物

- ・静岡県産農林水産物のみを原料とし単純な加工（乾燥、加熱、切断、冷凍等）をした食材・商品（容器に入れ又は包装されたものも含む）は対象とします。
（例）お茶、乾しいたけ、牛乳、切り身、冷凍品、かつお節等
※お茶は、茶葉生産から製茶まで一元的に管理されたものを対象とします。
※保存の目的以外で味付けや食品添加物を使用したものは、原則として対象外です。
- ・直近の販売金額が年間100万円以上である商品に限ります。

4 応募について

- （1）応募資格 静岡県内に活動拠点をもち、生産（製造）を行っている個人、法人、団体
生産者（製造者）と販売者との共同申請も可能
- （2）応募期間 令和7年7月4日（金）まで
- （3）応募料 無料
- （4）応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、添付書類とともに、次の区分により申請者の所在地を管轄する県の機関に提出（7月4日必着）してください。

区 分	提出先
農畜林産物	農林事務所
水産物	水産・海洋技術研究所本所又は分場
上記のうち生産範囲が県内広域にわたるもの	県庁経済産業部関係課

- （5）応募用紙 しずおか食セレクション認定申請書及び必要な添付書類
※用紙は静岡県のホームページからダウンロードできます
<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shokogyoservice/shokunomiyako/1052213.html>



5 審 査

- ・県が選任した外部委員からなる認定審査会を10月10日（金）に開催予定です。（詳細は別途お知らせします）
- ・審査会では、申請者によるプレゼンテーションを実施していただきます。

6 認定基準

次の要件を満たしていること

項 目	内 容
セールスポイント (独自性・コンセプト等)	・県内外で生産・製造される同種の農林水産物と、明らかに違う機能や特長、独自性等の価値を備えた商品。 ・静岡県ならではの特長を備えていること。
販売流通戦略等	・主要顧客や販売先、販売・流通戦略等が明確であること。
安 全	・県産品の生産・製造工程の管理や情報提供・クレーム対応等リスク管理が適切に実行されていること。 ・しずおか農林水産物認証制度、JGAP、T-GAP、HACCP、ISO 等を取得している又は今後取得する予定があること。
品 質	・安定した品質（商品の価値）を維持するために生産・製造、流通、販売までのいずれかの工程において卓越した取組や技術的裏づけがあること。
評 価	・販売実績（原則3年以上）を有し、その実績が安定している又は増加していること。 ・一定の支持を得ていること（一定の支持については、販売先や料理人からの評価や推薦、メディアでの紹介記事、消費者が主催するコンクール等への入賞実績等を総合的に評価する）。

- ・商標権や意匠権など他の権利を侵害していないこと。
- ・JAS 法、食品衛生法など関係法令を遵守していること。

7 認定有効期間 認定日から令和 13 年 3 月 31 日まで

8 認定商品の特典

- ・認定商品に対し、知事が認定証を交付します。
- ・認定を受けた者は、「頂」マークを表示することができます。
- ・県は、セレクトカタログを作成し、県が開催するイベント等で積極的に情報発信します。
- ・認定後は、販売先や消費者への PR 等の支援や県事業の情報提供等を行います（商品の課題や要望に合わせて設定した3つの支援コース（ローカル、プレミアム、メジャー）のうち、1つを選択していただきます）。

9 実施状況の報告・認定を受けた者の責務（実施要綱第 11 条・第 15 条関係）

- ・認定商品については、毎年、実施状況報告書（販売実績等）、マーク使用実績報告書を県に提出していただきます。
- ・認定商品の情報発信を積極的に行うとともに、認定商品に関する問合せ等に誠実に対応し、静岡県に対するイメージの向上に繋げるよう努めていただきます。
- ・しずおか食セレクトの趣旨を理解し、しずおか食セレクトの認定について積極的に情報発信することとし、認定商品には原則としてマークを使用し、販売していただきます。

10 認定の取消（実施要綱第 16 条関係）

認定を受けた者が、認定を受ける資格を欠くに至ったときや虚偽の申請により認定を受けたときなどには、認定を取り消します。

11 問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課ブランド戦略班
〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6
電 話：054-221-3713
メール：marke@pref.shizuoka.lg.jp

